

令和3年1月吉日

厚生労働大臣  
田村 憲久 様

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク  
代表理事 岡崎 誠也  
代表理事 宮本 太郎  
代表理事 奥田 知志

### コロナ禍の新段階における生活困窮者自立支援制度への要請

新型コロナウイルスの感染拡大は全国的に新たな広がりを見せ、地域においては深刻な生活困窮に直面する人々が引き続き増大しています。生活困窮者自立支援制度に係わる支援現場では、きわめて厳しい条件のもとで、一人でも多くの住民の生活支援をと全力を投入しています。

しかし、コロナ禍の引き起こした生活困難はこれまでの想定を大きく超えたものであり、多くの支援現場の実情は、深刻な事態となっています。

2020年4月から9月に自立相談支援機関が対応した新規相談件数は40万件近くとなり、同じ時期に住居確保給付金の支給は10万件を超えて前年度比で2.5倍以上になりました。全国社会福祉協議会地域福祉部が、自立相談支援事業を実施する都道府県・市社協に対しておこなった調査では、同じ期間での相談受付件数は前年度比で2倍近くになっています。

ところがこの全国社会福祉協議会の調査では、相談員の加配など体制強化があった事業所は26.9%に留まり、人口20万人以上の市の社協では76.5%が時間外労働が加重になっていると回答しています。

本ネットワークの事務局がおこなった聞き取りでも、自立相談支援、家計改善支援の事業所から、「相談件数の増加や住居確保給付金の書類業務等で相談支援がかたばかりになってしまう」「残業しても業務が終わらない」「疲労やストレスで帰宅後も精神的に辛い」という声が数多く寄せられています。

感染拡大からほぼ一年が経過しつつある現在、雇用者数はひとり親世帯を中心に大きく減少しており、また経営に行き詰まる事業者も拡大するなか、生活困窮が深刻化する人々が急増しています。そのような時期に、対象を広げ期間も延長されてきた住居確保給付金や生活福祉資金の特例貸し付けについては、多くの人の受給期間が終了しつつあります。

さらに住居確保給付金については、支給対象の求職要件が復活し、生活福祉資金の特例貸し付けについては、返済免除の条件が確定しないままです。支援の現場では、これからより深刻な困窮問題に対処せざるをえないのに、経済的支援の手段が縮小し、また給付や返済をめぐって情報が交錯するなか、不安も募っています。

生活困窮者自立支援制度が、その真価を発揮することが期待され、支援者もまた期待に応えようと必死の努力を重ねているその最中に、制度を支えるべき資源が依然として足りず、あるいは縮小し、当事者と支援者が共倒れしかねない状況が広がっているのです。

生活困窮者自立支援制度がこうした事態に対処し、本来の役割を発揮して地域を支えることができるように、私たちは次のことを要請します。

- 1 生活困窮者自立支援制度に係わる支援の現場が、包括的で継続的な支援を実現できるように、人員の加配や超過勤務（休日出勤含）への対応を行うための資源の充当をすすめること。とくに委託事業の場合は年間の委託費が定められており、今回のように想定をはるかに超える超過勤務等が発生した場合、人件費の手当てが出来ないために、追加的な措置が不可欠である。直営であれ委託の事業であれ、自治体が現場の状況を把握し、必要な対応を講じるように促すことも必要である。
- 2 住居確保給付金については、深刻な生活困窮に陥りあるいは住居を失いかねない住民が増大し続けている現実を鑑み、引き続き十分な財源の確保と給付対象についての柔軟な運用をはかること。また、支援者が正確な情報を得て、明確な見通しをもって支援にあたることできるように、特段の配慮をすること。
- 3 生活福祉資金の特例貸付の扱いについても、広がる困窮の実態に見合った運用と返済免除条件の確定をすすめると同時に、支援者への情報提供をおこなうこと。相談者が十分な支援を受けることなく無理な返済を求められ、現場も償還に関連する業務に追われるなどして本来の支援が困難になるという事態は、何を置いても回避されるべきである。併せて、適切な返済計画や償還免除申請等により家計再建を図るため、家計改善支援事業を強化推進すること。
- 4 新型コロナウイルス感染拡大の現状をふまえ、窓口のクラスター化を防ぐためにも、十分な空間確保と感染防止手段の徹底がおこなわれるように改めて対処すること。
- 5 オンラインでの相談対応や手続きなど、支援の質を高め、書類関連の業務負担を軽減することができるように、情報インフラの整備をすすめること。

- 6 例えば自立相談支援機関等の強化事業の補助裏について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が措置されたことも先例として、自治体が、補正予算や新年度予算による支援関連の各種事業を活用しやすくするための財政支援を図ること。
- 7 自治体が地方独自のきめ細やかな支援制度が行えるように、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を継続して、自由度の高い財政支援を図ること。
- 8 生活保護について、偏見の是正や申請手続きの周知を図るなど、安心して利用できるように強化推進すること。併せて、生活困窮者自立支援制度と連携強化を図ること。
- 9 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、業務が増大する相談支援の現場で働く相談員、職員に対し慰労金支給を検討すること。

以上